

令和4年12月

公益社団法人蒲田法人会
会長 伴 良二 様

蒲田税務署長
稲木 均



確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年が明けますと所得税及び復興特別所得税の確定申告の季節となり、各税務署において還付申告書の受付が始まります。

そこで、令和5年1月4日（水）から3月31日（金）まで国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設します。

この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を掲載しているほか、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」を御利用いただけます。マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンがあれば、御自宅等で申告書の作成からe-Taxによる送信（提出）までをすることができます。

つきましては、別添1「貴社社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い」を会員企業に配付又は別添2「社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い」をホームページや会報誌に掲載するなどの方法で会員の皆様にお知らせいただきますよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 4 年 12 月

蒲田法人会会員の皆様へ

蒲田税務署

貴社社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年が明けますと所得税及び復興特別所得税の確定申告の季節となり、各税務署において還付申告書の受付が始まります。

例年、給与所得についての年末調整がお済みであっても、医療費控除などを受けるため還付申告をされる会社員の方は、数多くいらっしゃいます。

そこで、貴社の社員の皆様が確定申告を行う際には、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」(令和 5 年 1 月 4 日(水) 開設予定)を御案内していただき、確定申告会場へ赴くことなく、自宅から e-Tax を利用した申告手続等を行っていただくよう御協力をお願い申し上げます。

この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を掲載しているほか、申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を御利用いただけます。マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンがあれば、御自宅で申告書の作成から e-Tax による送信(提出)までをすることができます。

つきましては、別添「あなたの確定申告をサポートします～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～」を確定申告特集ページ内の「源泉徴収義務者の方へのお願い」に掲載しますので、ファイルをダウンロードの上、社員の皆様に配付又は回覧などにより、3月中旬頃まで情報提供していただければ幸いです。

その際、貴社 LAN 等がありましたら、電子掲示板への掲載やメール配信などの方法でお知らせしていただければ幸甚に存じます。

なお、ファイルは、国税庁ホームページへのリンク設定の有無等により、以下の 4 種類を用意します。

ファイル形式		Microsoft® Word	PDF
リンク設定	有	○	○
	無	○	○

※「Microsoft® Word」は、米国 Microsoft Corporation の、米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※ 「確定申告特集ページ」へは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からアクセスできます。

【問合せ先】

蒲田税務署 総務課

電話 03(3732)5151 内線 306

蒲田法人会会員の皆様へ

蒲田税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い

～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁では、所得税等の確定申告期間中に国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設する予定です。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を掲載しているほか、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等が御利用いただけます。

この度、この特集ページ内に、確定申告をされる給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」を作成、掲載する予定です。

つきましては、貴社の社員の皆様にこのお知らせを情報提供していただきますよう御協力をお願いいたします。

お知らせの情報提供の手順・方法は次のとおりです。

- ① 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) のトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「確定申告情報」をクリック
- ③ 「源泉徴収義務者の方へのお願い」をクリック
- ④ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード
(4種類のファイルの中からお選びください。)
- ⑤ 配付、回覧、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

※ 国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」は令和5年1月4日(水)に公開予定です。